

# 傍 聴 要 領

平成24年2月3日  
沖縄県公共事業評価監視委員会

## 1. 傍聴する場合の手続き

- 1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催時刻までに、会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- 2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の30分前からです。
- 3) 受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。
- 4) 会議の傍聴定員は原則として10名です。

## 2. 会議の秩序の維持

- 1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- 2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。
- 3) 傍聴者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

## 3. 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- 1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- 2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- 4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 5) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- 6) 会場において、携帯やPHSは、電源を切るかマナーモードにすること。
- 7) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。